## ◎特定農林水産物等の名称の保護に関

産として保護することを内容とする地理的表示保護制度が確立特性と産地が結びついている産品について、その名称を知的財

### する法律(平成二六年六月二五日法律第八四号)

提案理由(平成二六年五月一四日・衆議院農林水産委)

○林国務大臣 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案

しており、これを克服し、本来の活力を取り戻すために、攻め の農林水産業を展開することが喫緊の課題となっております。 農山漁村地域には、長年培われた特別の生産方法などにより、 高い品質と評価を獲得するに至った産品が多く存在しますが、 これまで、その価値を有する産品の品質を評価し、地域共有の コカ財産として保護する制度が存在していなかったところであ ります。

需要者の利益を保護することを目的として、この法律案を提出をいて、多くの諸外国において導入されているところです。このため、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物、合制度を創設することにより、生産業者の利益の保護を図り、る制度を創設することにより、生産業者の利益の保護を図り、る制度を創設することにより、生産業者の利益の保護を図り、る制度を創設することにより、生産業者の利益を保護することを目的として、この法律案を提出もって農林水産業及びその関連産業の発展に寄与し、あわせてもって農林水産業及びその関連産業の発展に寄与して、この法律案を提出もって農林水産業及びその関連産業の発展にあり、その法律案を提出して、この法律案を提出して、この法律案を提出して、この法律案を提出しているという。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げした次第であります。

とができることとしております。農林水産大臣は、この申請の他の特性が生産地に主として帰せられるものを特定農林水産物等での方法等を定めた明細書を作成した上で、特定農林水産物等の生産の方法等を定めた明細書を作成した上で、特定農林水産物等の生産の方法等を定めた明細書を作成した上で、特定農林水産物等の生産の方法等を定めた明細書を作成した上で、特定農林水産物の生産され、品質その農林水産物、食品のうち、特定の地域で生産され、品質その農林水産物、食品のうち、特定の地域で生産され、品質その

面に関する協定に基づき、品質、

社会的評価その他の確立した

わゆるWTO協定の一部をなす、知的所有権の貿易関連の側

一方、国際的には、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定、

学識経験者の意見を聴取した上で、登録の可否を判断すること としております。 概要を公示し、第三者からの意見の提出を受け付けるとともに、

第二に、特定農林水産物等の名称の保護であります。

上げます。

対し、地理的表示もしくは標章またはこれらと類似する表示も しております。農林水産大臣は、これらの規制に違反した者に 包装等に地理的表示または標章を付することはできないことと れらの場合を除いては、何人も、 あることを示す標章をあわせて付するものとしております。こ 構成員が地理的表示を付するときは、登録された地理的表示で 付することができることとしております。また、生産者団体の 違反した者に対しては、刑事罰を科することとしております。 しくは標章の除去を命ずることができることとし、その命令に た特定農林水産物等またはその包装等について、地理的表示を 以上が、この法律案の提案の理由及びその主要な内容であり 登録を受けた生産者団体の構成員は、明細書に沿って生産し 農林水産物、食品またはその

何とぞ、慎重に御審議の上、 速やかに御可決いただきますよ

うお願い申し上げます。

# 二、衆議院農林水産委員長報告(平成二六年五月二二日)

て、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し ○坂本哲志君 ただいま議題となりました法律案につきまし

者の利益を保護しようとするものであります。 制度を創設することにより、生産業者の利益の保護を図り、もっ 名称を地理的表示として国に登録し、 きを特定できるような名称が付されているものについて、その 品のうち、品質等の特性が産地と結びついており、その結びつ て農林水産業及びその関連産業の発展に寄与し、あわせて需要 本案は、去る五月十三日本会議において趣旨説明及び質疑が 本案は、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物、 知的財産として保護する

行われ、同日本委員会に付託されました。

ものと議決した次第であります。 採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべき 由の説明を聴取し、昨二十一日質疑を行いました。質疑終局後、 委員会におきましては、翌十四日林農林水産大臣から提案理

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

御報告を申し上げます。

### ○附帯決議(平成二六年五月二一日)

我が国の農林漁業・農山漁村をめぐる厳しい状況を克服し、我が国の農林漁業・農山漁村をめぐる厳しい状況を克服した。

東京であり、そのためにも、農林水産物・食の利益の保護を図ることが喫緊の課題となっている。

の利益の保護を図ることが喫緊の課題となっている。

はって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

7

地理的表示保護制度の導入に当たっては、それぞれの地域地理的表示保護制度の導入に当たっては、それぞれの地域で、新たな制度の趣旨及び内容はもとより、既存の地域団体商標制度等との相違点及び組を十分尊重しつつ、関係者に対し、新たな制度の趣旨及び組を十分尊重しつつ、関係者に対し、新たな制度の趣旨及び地理的表示保護制度の導入に当たっては、それぞれの地域地理的表示保護制度の導入に当たっては、それぞれの地域

行うこと。 る合意形成の重要性に鑑み、円滑な合意形成に向けた支援を 一 地理的表示の登録に係る明細書の作成に向けた地域におけ

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律ぐる事情とともに、知的財産に係る高度な知見を有する人材様々な特性に由来した品質等を備えた農林水産物・食品をめ国による登録業務が迅速かつ公平に行われるよう、地域の

四 登録を受けた特定農林水産物等の品質に係る信頼性の確保を育成・確保する等、審査体制の整備を図ること。

を図るため、

登録生産者団体による実効ある品質管理が実施

五 地理的表示及び標章の不正使用に対し、実効ある取締りがされるよう、適切に指導・監督を行うこと。

機動的に行われるよう、通報窓口の設置を含めた効率的な監

六 地理的表示保護制度の活用を我が国の農林水産物・食品の視体制の整備を図ること。

ける農林水産物・食品の模倣品への対策を充実・強化するこための総合的なサポート体制を強化するとともに、海外にお輸出促進対策の重要な柱として明確に位置付け、輸出促進の

結果に基づき、十全の措置を講ずること。
おり、諸外国における地理的表示保護制度の導入状況とこれより、諸外国における地理的表示保護制度の導入状況とこれの登録の状況、生産業者及び需要者の利益保護の状況はもと

○野村哲郎君 ただいま議題となりました法律案につきまし

三、参議院農林水産委員長報告(平成二六年六月一八日)

右決議する。

げたト。 て、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上

て質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を 本法律案は、近年における農林水産物・食品のうち、品質そめぐる国内外の動向に鑑み、農林水産物・食品のうち、品質その名称を地理的表示として国に登録し、知的財産として保護する制度を設けようとするものであります。 
要員会におきましては、地理的表示保護制度導入の意義と効 
委員会におきましては、地理的表示保護制度導入の意義と効 
本法律案は、近年における農林水産物・食品の名称の保護を

案どおり可決すべきものと決定いたしました。 質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原

以上、御報告申し上げます。なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

○附帯決議(平成二六年六月一七日)

理的表示保護制度を確立し、生産業者及び需要者の利益の保護本来の活力を取り戻すためには、農林水産物・食品に関する地我が国の農林漁業・農山漁村をめぐる厳しい状況を克服し、

を図ることが喫緊の課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全

においてその効果的な活用が助長されるよう、生産業者、生一 地理的表示保護制度の導入に当たっては、それぞれの地域を期すべきである。

制度の役割分担等について周知徹底を図ること。内容はもとより、既存の地域団体商標制度等との相違点及び組を十分尊重しつつ、関係者に対し、新たな制度の趣旨及び

産者団体等による地域ブランドの確立に向けたこれまでの取

様々な特性に由来した品質等を備えた農林水産物・食品をめ三 国による登録業務が迅速かつ公平に行われるよう、地域の

を育成・確保する等、審査体制の整備を図ること。ぐる事情とともに、知的財産に係る高度な知見を有する人材

登録を受けた特定農林水産物等の品質に係る信頼性の確保

されるよう、適切に指導・監督を行うこと。を図るため、登録生産者団体による実効ある品質管理が実施

機動的に行われるよう、通報窓口の設置を含めた効率的な監五 地理的表示及び標章の不正使用に対し、実効ある取締りが

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律

視体制の整備を図ること。

結果に基づき、十全の措置を講ずること。の登録の状況、生産業者及び需要者の利益保護の状況とこれが我が国に与える影響等も踏まえ、適時適切に実施し、そのが我が国に与える影響等も踏まえ、適時適切に実施し、その おり ( 本法の施行状況に係る検討については、特定農林水産物等

右決議する。